

## 新旧対照表

旧	新
(略)	(略)
<p><b>第3条 用語の定義</b>            この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p><b>第3条 用語の定義</b>            この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
(略)	(略)
<p>(3) 県内中小企業 中小企業経営強化法に規定する中小企業者等であって、県内に事業所を有するものをいう。</p>	<p>(3) <u>県内中小企業 中小企業基本法第2条第1項、中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号及び中小企業基本法第2条第1項第1号に規定する中小企業者と同規模の中小企業等経営強化法第2条第2項第4号で定める政令第2条第4項第1号から第3号に規定する事業者であって、県内に事業所を有するものをいう。</u></p>
<p>(4) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人物であって、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。</p>	<p>(4) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略を具現化していく人物であって、次に掲げる要件を全て満たす者をいう。</p> <p>ア <u>別表に掲げる分類のいずれかに該当していること。</u></p> <p>イ <u>戦略拠点の支援を受け、県内中小企業との雇用契約または副業等に係る業務委託契約に基づき、県内の事業所で業務に従事すること。</u></p>
(略)	(略)
<p><b>第5条 登録の条件</b>  <u>この事業において、登録人材紹介事業者が行う業務は次のとおりとする。</u></p>	<p><b>第5条 登録の条件</b>  <u>前条に掲げる人材紹介事業者登録申請書を提出する際には、次の各号に承諾することを条件とする。</u></p>
(略)	(略)

(2) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、翌月5日までに人材紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。

(3) 本事業で知り得た情報は、開示、漏洩、又は本事業以外の用途で使用しないこと。

(2) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、6月、9月、12月、3月の戦略拠点が指定する末日までに人材紹介活動状況報告書（様式第2号）により戦略拠点に報告すること。

(3) 本事業で知り得た情報は、開示、漏洩、又は本事業以外の用途で使用しないこと。

(4) 登録人材紹介事業者は、法第32条の6に規定する許可の有効期間を更新した場合は、新たな許可証の写しを速やかに拠点に提出すること。

(5) 登録人材紹介事業者は、法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに拠点に報告すること。

## 第6条 登録

1 登録人材紹介事業者の登録については、第4条に掲げる書類を審査した上で、連携事業者として適當と認めた場合に戦略拠点が登録を決定し、登録認定通知書（様式第3号）により通知する。

2 前項の登録は、登録の取り下げ又は取消がない場合、山口県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点運営事業が継続する間は有効とする。

## 第6条 登録の基準

登録人材紹介事業者の登録については、第4条に掲げる書類及び次に掲げる登録の基準に照らし審査した上で、連携する事業者として適當と認めた場合に戦略拠点が登録を決定し、登録認定通知書（様式第3号）により交付する。

(1) 県外在住の人材に関する求人・求職の登録実績があること。

(2) 県内企業の求人登録の実績があること。

(3) 県外在住の人材に関するマッチング実績があること。

(4) 県外在住の人材に関する採用実績があること。

(5) 副業・兼業人材の紹介を実施する者にあっては、県外在住の人材の副業・兼業人材紹介の取組方針が、登録やマッチングに繋がるような具体的な仕組みとなっていること。

(新規)

## 第7条 登録の有効期間

登録人材紹介事業者の登録の有効期間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 登録の有効期間は、戦略拠点が登録認定通知書で通知した日から当該年度の翌年度末までとする。有効期間の延長については、前項に掲げる審査基準により戦略拠点が審査の上、登録有効期限延長を決定する。ただし、次号により終了した時にはこの限

	<p>りでない。</p> <p>(2) <u>登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。</u></p> <p><u>ア 法第32条の9に規定する許可の取消があつたとき</u></p> <p><u>イ 第12条の規定により、登録を取り消したとき</u></p>
<u>第7条 登録の休止届</u>	<u>第8条 登録の休止届</u>
登録人材紹介事業者は、第5条に掲げる活動ができない場合には、休止届（様式第4号）により戦略拠点に提出するものとする。登録の休止期間は、休止の申請を行った日から起算し、当該事業年度が満了する日までの期間とする。なお、休止期間中においては戦略拠点から情報提供を行わない。	登録人材紹介事業者は、第5条に掲げる活動ができない場合には、休止届（様式第4号）により戦略拠点に提出するものとする。登録の休止期間は、休止の申請を行った日から起算し、当該年度が満了する日までの期間とする。なお、休止期間中においては戦略拠点から情報提供を行わない。
<u>第8条 登録の再開届</u>	<u>第9条 登録の再開届</u>
(略)	(略)
<u>第9条 登録の変更届</u>	<u>第10条 登録の変更届</u>
登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第6号）により速やかに戦略拠点へ届け出るものとする。	登録人材紹介事業者においては、有料職業紹介事業許可に関して、次に掲げる変更事項があった場合は、変更届（様式第6号）により速やかに戦略拠点へ届け出るものとする。
(略)	(略)
<u>第10条 登録の取り下げ</u>	<u>第11条 登録の取り下げ</u>
(略)	(略)
<u>第11条 登録の取消</u>	<u>第12条 登録の取消</u>
(略)	(略)
<u>第12条 指導監督</u>	<u>第13条 指導監督</u>
(略)	(略)
<u>第13条 その他</u>	<u>第14条 その他</u>
(略)	(略)